入札公告書（電子入札）

事後審査型一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により、次のとおり公告します。

令和 8年 10月 14日

瀬戸市長　川　本　雅　之

<table>
<tr><td colspan="2">件　　名</td><td>住民情報ドメイン仮想サーバ機器賃貸借</td></tr>
<tr><td colspan="2">履行場所</td><td>瀬戸市役所情報政策課</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約期間</td><td>令和 8年 11月 13日　から　令和 14年 2月 29日　まで（1935日間）
（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３に規定する長期継続契約）
ただし、履行期間は令和9年 3月 1日　から　令和 14年 2月 29日　までとする
※納入期限は令和 9年 2月 28日</td></tr>
<tr><td colspan="2">業種区分</td><td>（大分類）役務の提供等　（中分類）リース・レンタル</td></tr>
<tr><td colspan="2">概　　要</td><td>瀬戸市の職員が利用する住民情報ドメイン仮想サーバ機器の賃貸借を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">予定価格</td><td>事後公表</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低制限価格</td><td>無</td></tr>
<tr><td rowspan="6">入札参加資格要件</td><td>共通事項</td><td>・地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。
・公告日において、令和８・９年度あいち電子調達共同システム（物品等）で瀬戸市の入札参加資格者名簿に本案件の営業種目（上記「業種区分」欄に記載されている種目）の登録があること。
・公告日から開札日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」（平成１３年８月１日施行）に基づき、指名停止措置を受けていない者であること。
・公告日から開札日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成２３年９月２９日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」（平成１９年１２月１日施行）に基づく排除措置を受けていない者であること。
・会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあっては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
・民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者にあっては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。</td></tr>
<tr><td>地域要件</td><td>＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊</td></tr>
<tr><td>経営事項審査の総合評定値</td><td>＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>令和３年４月以降に、官公庁等発注の同種業務（仮想サーバ機器賃貸借）において、契約の履行が完了した実績があること。</td></tr>
<tr><td>配置予定技術者</td><td>＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊</td></tr>
<tr><td>その他要件</td><td>＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札方法</td><td>この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）の電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施する。
詳細な入札方法は電子入札システムの操作手引書（https://www.buppin.e-aichi.jp/public/pubTop.do?methodName=execGlovalNavi&glovalNaviFlg=3）及び瀬戸市物品等電子調達実施要領（http://www.city.seto.aichi.jp/docs/2012092800022/files/buppinyouryou.pdf）を参照すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">落札方式</td><td>価格競争</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">設計書等の閲覧
及び配布方法</td><td>仕様書の閲覧および配布方法
＜期間＞
令和 8年 10月 14日から令和 8年 11月 6日まで
ただし、電子入札システム利用可能時間とする。
＜配布方法＞
電子入札システム→案件状況案内→条件検索→発注団体は瀬戸市、入札方式は一般競争入札（事後審査）を選択→検索開始を選択→案件名称を選択→「案件情報詳細画面」を参照。</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札参加資格
確認申請書等</td><td>入札時には入札参加資格確認申請書は提出不要。誓約書を入札書に添付すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札参加資格
確認結果通知書等</td><td>＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約条項を示す
場所・期日</td><td>瀬戸市役所　行政課　契約検査係
入札公告書を公告した日から開札日の前日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="5">設計書等に関する質疑及びその回答</td><td>提出期日</td><td>令和 8年 10月 14日　 9時 00分　から
令和 8年 10月 20日　13時 00分　まで</td></tr>
<tr><td>提出場所</td><td>瀬戸市役所　行政課</td></tr>
<tr><td>提出方法
問い合わせ先</td><td>電子入札システムより質問申請を行うこと。
行政課契約検査係　（0561-88-2560）</td></tr>
<tr><td>回答期日</td><td>令和 8年 10月 22日</td></tr>
<tr><td>回答方法</td><td>電子入札システム内に回答を掲載する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札書等</td><td>＜提出方法＞
電子入札システムにより、入札書に必要な事項を入力し、誓約書を添付ファイルとして送信する。（ファイル名は、「（会社名）誓約書」とすること。）
令和 8年 11月 5日　 9時 00分　から
令和 8年 11月 6日　16時 00分　まで
ただし、電子入札システム利用可能時間とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札に関し
必要な事項</td><td>落札決定に当たっては、入札金額に対して消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定により算出した消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜金額を入札書に記載すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札保証金に
関する事項</td><td>免除（瀬戸市契約規則第９条第２項第２号の規定による）</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札の中止等</td><td>電子入札システムの障害又は停電等のために、電子入札の執行が困難となった場合等、瀬戸市契約規則第１６条に該当する場合は当該入札を延期又は中止する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">開札日時等</td><td>＜日時＞
令和 8年 11月 9日 9時 00分
開札番号1番
※上記日時より、開札番号順に開札します
＜場所＞
瀬戸市役所行政課契約検査係</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札回数</td><td>３回</td></tr>
</table>

落札者の決定	開札後に最低価格入札者の入札参加資格要件を審査し、参加要件を満たしていることが確認された場合に落札者とする。
入札参加資格 審査書類等	最低価格入札者のみ提出 ＜提出期限＞ 令和 8年 11月 9日 15時 00分　まで ＜提出方法＞ 提出書類を持参、電子メール又はＦＡＸすること。 ＜提出場所＞ 瀬戸市役所　行政課　契約検査係 （メール：kkeiyaku@city.seto.lg.jp　ＦＡＸ：0561-88-2558） ＜提出書類＞ ・入札参加資格確認申請書 ・実績の分かる契約書及び仕様書等の写し（仕様書等契約の内容がわかるものの写しを含む。契約書がない場合は請書、発注書等の実績がわかるものの写し） ・その他提出を求めた書類
入札の無効に 関する事項	瀬戸市契約規則第１１条に該当する場合、瀬戸市物品等電子調達実施要領第２７条に該当する場合及び次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 ・入札に参加する資格のない者がした入札 ・入札参加資格の登録内容に変更等が生じた場合、旧登録内容のＩＣカードで参加した入札 ・入札書が到達期限を過ぎて到達した入札 ・入札書の記載事項について明らかに誤りが認められる入札 ・入札書の入札金額を訂正している入札又は入札金額を特定し難い入札 ・１回の入札において、同一人が２通以上の入札書を提出した入札 ・誓約書が添付ファイルとして送信していない入札 ・内訳書が添付ファイルとして送信していない入札（内訳書の提出を求めた場合） ・入札書と内訳書又は明細書の金額が明らかに相違する入札（内訳書又は明細書の提出を求めた場合） ・内訳書又は明細書の必要事項に記載が無い入札又は記載内容に誤りがある入札（内訳書又は明細書提出を求めた場合） ・品質証明書等に記載されている内容が、規格等を満たしていない入札（品質証明書等の提出を求めた場合） ・明らかに不適正と認められた入札 ・その他市長が定める条件に違反した入札
建設リサイクル 法関連	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
契約書作成の 要否	要　※電子契約対象案件
契約保証に 関する事項	・落札者は、契約の締結と同時に契約保証を付するものとする。 ・契約保証額は、瀬戸市契約規則第３０条の規定に基づき、契約金額の１００分の１０以上とする。
支払限度額 （出来高）	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
前金払に 関する事項	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
中間前金払に 関する事項	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

部分払に 関する事項	瀬戸市契約規則第５０条の規定による
瀬戸市公契約条例 の特定公契約につ いて	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
その他	・公告に記載のない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、瀬戸市契約規則、瀬戸市物品等事後審査型一般競争入札実施要領、瀬戸市物品等電子調達実施要領、電子入札システム操作手引書等の定めるところによる。 ・本件契約に関し、談合、贈賄等不正行為の事実が判明した場合には、損害賠償を請求する。また、損害賠償請求に併せて本件契約を解除することがある。 ・本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。 ・提出された書類等は返却しない。 ・入札参加資格の登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに変更の手続きを行うこと。ＩＣカードの登録内容変更のため再取得の手続き中の場合は紙入札となるため、下記問い合わせ先へ連絡すること。 ・本案件は地方自治法第２３４条の３に規定する長期継続契約に該当する。履行期間の始期に属する年度の翌年度以降において本契約に係る歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、当該契約を変更又は解除する。
問い合わせ先	瀬戸市役所　行政課　契約検査係　（TEL　0561-88-2560）